

(別記)

令和6年度足利市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市地域は、栃木県の南西部に位置し、市の北部に足尾山地、南部に関東平野が広がる。市内中央部を西から東へ流れる渡良瀬川に沿って耕地が展開しており、市北部は中山間地域、南部は平坦な耕地の特徴を併せ持つ。

水田の活用は、主に河南地区で活発であり、冬期に日射量が多い地域の特徴を生かした米麦の二毛作を積極的に取り組んでいる。特に麦は、県内でも有数の産地であり、水田における麦の作付け率や収穫量は県内上位に位置している。また、水稻栽培においては、主食用米からの転換を推奨しており、市内水田の約1/3が飼料用米等の新規需要米の作付けを行っている。

中山間地域等河北地域においては、農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでおり、不作付地の増加が進んでいる。新規就農者の確保や農地バンク事業を活用した担い手への農地集積集約により、水田利用を促進していく。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農業者の所得向上に向けて、主食用米からの転換をさらに促すため、飼料用米等新規需要米の生産性向上に取り組む。

また、市内12地区で展開している地域計画策定(令和6年度3月末策定予定)のための座談会の意見等をもとに、各地区の農地の集積・集約等を推進し、生産性の向上を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本市中山間地域では、農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでおり、耕作放棄地が増加しつつある。中山間地域における担い手や集落営農組織への農地の集積・集約を推進し、地域において一部作付けされているしょうが等について、産地として畑地化支援の活用を推進する。また、水利組合の管理状況等を踏まえ、今後水田としての営農が困難となる地域においては、畑地化促進事業の活用を視野に入れながら露地野菜等の産地形成を促す。

4 作物ごとの取組方針等

主食用米の需要減少の状況を踏まえ、新規需要米への転換や二毛作による麦の生産を推進すると共に、露地野菜などの土地利用型園芸の導入を図ることによって、水田を最大限に活用する。

(1) 主食用米

栃木県より提示される作付参考値や集荷業者等の意向を勘案しつつ、需要に応じた米の生産に取り組む。また、栃木県推奨品種である「とちぎの星」の生産を推進すると共に、中食・外食の需要に対応した業務用米の生産と安定取引の推進を図る。

(2) 備蓄米

地域の集荷業者との結びつきを継続し、必要に応じた生産を図る。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減少に対応するため、基幹作・二毛作ともに飼料用米の作付けを推進する。また、飼料用米専用品種の作付けや生産コスト低減に向けた取り組み、稲わらの飼料活用を進める。

イ 米粉用米

米粉用米の需要の増加に対応し、主食用米からの転換を図るため、基幹作・二毛作ともに生産拡大を推進する。

ウ 新市場開拓用米

米の新たな用途が注目されつつあることから、市場動向に応じて集荷業者等と連携して取り組みを進めていく。

エ WCS 用稲

地域内流通飼料として有効なことから、基幹作・二毛作ともに畜産農家と連携し、品質の向上と作付面積の拡大を図る。

オ 加工用米

地域の集荷業者等との結びつきを継続し、基幹作・二毛作ともに必要に応じた生産を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

ア 麦

麦の産地として、「湿害対策」、「排水対策」、「土づくり」を基本に、実需者ニーズに対応した高品質な生産物として安定供給を図り、「団地化」での取り組みを推進する。また、水稻・大豆等の裏作として作付け可能な作物として、二毛作による積極的な生産拡大を推進する。

イ 大豆

「排水対策」、「土づくり」を基本に、基幹作・二毛作ともに高品質な大豆生産を推進する。

ウ 飼料作物

畜産農家が自家消費用として作付けすることが多く、需要も伸びていることから、作付面積の拡大を目指す。また、水稻との二毛作や耕畜連携を活用した生産を推進する。

(5) そば、なたね

地域内実需者の需要増が見込めるため、基幹作・二毛作ともに栽培面積の拡大を推進する。単収の高位安定化及び品質の向上のため、ほ場の排水対策や適期収穫等、基本技術の徹底を図る

(6) 地力増進作物

有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取り組みを推進する。

- 対象作物：えん麦、アウエナストリゴサ（えん麦野生種）、ライ麦、ライ小麦、大麦、小麦、大豆、そば、稲、ソルガム、とうもろこし、ヒエ、ギニアグラス、イタリアンライグラス、スーダングラス、トールフェスク、ケンタッキーブルーグラス、ミレット類、チモシー、アニュアルライグラス、オオナギナタガヤ、テフグラス、バヒアグラス、グリーピングベントグラス、オーチャードグラス、クロタラリア、セスバニア、エビスグサ、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバ類、アルファルファ、ひまわり、マリーゴールド、コスモス、シロガラシ、菜の花（なたね）、カラシナ、ハゼリンソウ、ダイカンドラ

※ 対象作物は青刈り含む

(7) 高収益作物

トマト・イチゴをはじめとする施設園芸について、新規就農者確保・育成を図るとともに安定生産と収益力の強化を推進する。また、栃木県が振興する露地野菜である、ねぎ、玉ねぎ、キャベツ等を中心に加工・業務向けの土地利用型園芸作物の導入と生産の拡大を推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	652	0	651	0	651	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	609	0	615	0	620	0
米粉用米	39	0	40	0	41	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	87	0	90	0	90	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	757	687	765	695	767	797
大豆	0	0	0	0	0	0
飼料作物	18.6	17.4	23	22	23	22
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0.6	0.55	0.6	0.6	0.6	0.6
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0.5	0	0.5	0	0.5	0
高収益作物	19.6	0	20.3	0	21	0
・野菜	19.6	0	20.3	0	21	0
・花き・花木	0	0	0	0	0	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、米粉用米、飼料用米、加工用米、そば、なたね（主食用米と対象作物による二毛作）	二毛作助成（主食用米）	二毛作面積 (ha)	(5年度) 704ha	(6年度) 707ha (7年度) 709ha (8年度) 710ha
	麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、米粉用米、飼料用米、加工用米、そば、なたね（非主食用米と対象作物による二毛作・二期作）	二毛作助成（主食用米以外）			
2	飼料用米、わら専用稲、飼料作物、WCS用稲（粗飼料作物等）	耕畜連携助成（わら利用、水田放牧、資源循環）	耕畜連携の取組 面積 (ha)	(5年度) 284ha	(6年度) 298ha (7年度) 298ha (8年度) 298ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 栃木県

協議会名: 足利市農業再生協議会

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	二毛作助成 (主食用米)	2	7,200	麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、米粉用米、 飼料用米、加工用米、そば、なたね(主食用 米と対象作物による二毛作)	・麦、大豆、そば、なたねは、農協等との出荷契約または実需者等との販 売契約を締結していること ・飼料作物は、利用供給協定の締結 自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画の策 定
1	二毛作助成 (主食用米以外)	2	9,400	麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、米粉用米、 飼料用米、加工用米、そば、なたね(非主食 用米と対象作物による二毛作・二期作)	・飼料用米、米粉用米は、フレコン・バラ出荷 ・加工用米は、取組計画の認定又は出荷契約の締結 ・WCS用稲は、新規需要米取組計画の認定を受けていること
2	耕畜連携助成	3	4,500	飼料用米、わら専用稲、飼料作物、WCS用 稲(粗飼料作物等)(基幹作)	・水田活用の直接支払交付金の交付申請者 ・畜産農家と利用供給協定書を締結すること ・飼料用米については、フレコン・バラ出荷に取組むこと ・別紙の要件などを満たすこと

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙)二毛作助成

(1) 具体的要件のその他要件

二毛作助成の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫及び出荷・販売を行うこと。

(1) 麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(2) 大豆

農協等との出荷契約または実需者等との販売契約を締結していること。

(3) 飼料作物

利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(4) 飼料用米、米粉用米

新規需要米取組計画(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1号)又は生産製連帯事業計画(米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第3項)の認定を受けていること。

また、生産性向上のための取組として、フレコン・バラ出荷に取組むこと。

(5) WCS用稲

新規需要米取組計画の認定をうけていること。

(6) 加工用米

加工用米取組計画(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5)の認定又は加工用米出荷契約(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第6の1)を締結していること。

(7) そば・なたね

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

※麦、大豆、そばのうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-2号)を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

(2) 確認方法のその他要件

・麦

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-2号)により確認する。

・大豆

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-2号)により確認する。

・飼料作物

利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。

・飼料用米、米粉用米

新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。フレコン・バラ出荷の確認は、集荷業者等の荷受け伝票等で確認する。

・WCS用稲

新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。

・加工用米

加工用米取組計画書又は加工用米出荷契約書及び加工用米生産集出荷数量一覧表により確認する。

・そば・なたね

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-2号)により確認する。

(別紙) 耕畜連携

(1) 対象作物の粗飼料用作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦〔ライ麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。〕青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクロバ、シロクロバ、アルサイククロバ、ガレガ、ローズグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

※上記の粗飼料作物等以外で地域農再生協議会がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる場合(新規需要米を除く)は、あらかじめ県と協議することとする。

(2) 利用供給協定に含まれるべき事項

【わら利用】(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

- ①取組の内容
- ②わらを生産する者
- ③わらを収集する者
- ④わらを利用する者
- ⑤ほ場の場所及び面積
- ⑥刈取り時期
- ⑦利用供給協定締結期間
- ⑧わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- ⑨その他必要な事項

【水田放牧】(水田における牛の放牧の取組)

- ①取組の内容
- ②飼料作物を生産する者
- ③牛群を管理する者
- ④ほ場の場所及び面積
- ⑤牛の入退牧の時期及び放牧頭数
- ⑥利用供給協定締結期間
- ⑦水田放牧条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- ⑧その他必要な事項

【資源循環】(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)

- ①取組の内容
- ②供給される飼料作物の種類
- ③飼料作物を生産する者
- ④たい肥を散布する者
- ⑤ほ場の場所及び面積
- ⑥たい肥の散布時期及び量
- ⑦利用供給協定締結期間
- ⑧たい肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- ⑨その他必要な事項

(3) 放牧の取組要件

放牧にあつては、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- ①当該年度における放牧の取組であること。
- ②1ha当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。
なお、成牛換算においては、育成牛2頭当たり成牛1頭とする。
- ③対象牛は、おおむね24か月以上の成牛又は8か月以上の育成牛であること。
- ④ほ場の場所及び面積
- ⑤牛の入退牧の時期及び放牧頭数
- ⑥利用供給協定締結期間
- ⑦水田放牧条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- ⑧その他必要な事項